

令和 7 年度

徳島県小規模企業者成長型M & A 促進応援金
募集要項

徳島県 経済産業部 経済産業政策課

目 次

I 本事業の概要

I－1	目 的	1
I－2	応援金交付対象者	1
I－3	売り手の要件	1
I－4	交付対象事業	2
I－5	交付対象期間	2
I－6	交付金額及び要件等	2

II 本事業の申請手続

II－1	申請受付期間	2
II－2	申請方法	2
II－3	交付申請手続	2
II－4	交付決定及び額の確定	3
II－5	応援金の交付	3
II－6	交付対象事業者の義務	3
II－7	交付対象事業の流れ	4

III その他

III－1	適正な執行	4
III－2	問合せ先	4

I 本事業の概要

I-1 目的

県内小規模企業者の生産性の向上や販路開拓、経営基盤の強化を図り、競争力を有する企業の創出を目的とし、成長戦略としてのM&Aを加速させるため、M&Aを実施した小規模企業者に対し、予算の範囲内において、徳島県小規模企業者成長型M&A促進応援金（以下「応援金」という。）を交付するものである。

I-2 応援金交付対象者

本事業の交付対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、次に掲げる要件を全て満たす小規模企業者（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定）とする。ただし、みなし大企業を除く。

業種	小規模企業者
	常時使用する従業員の数
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種(②～④を除く)	20人以下
②卸売業	5人以下
③サービス業	5人以下
④小売業	5人以下

- (1) 次の全ての要件を満たすM&Aを実施した買い手事業者であること。
 - ア 県内で引き継いだ事業を行うこと。
 - イ 経営者の年齢が最終契約日時点において満60歳未満であること。
 - ウ 売り手の継続雇用者を引き継ぎ、雇用すること。
 - エ 売り手と同族関係者ではないこと。
 - オ 原則として最終契約の締結前までに、徳島県事業承継・引継ぎ支援センターへ買い手として登録し、最終契約の締結後、同センターに最終契約書の写しを提出すること。
- (2) 県内に本社を置く法人又は県内に住所を有する個人であること。
- (3) 徳島県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、応援金の交付の対象とならないものとする。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (4) その他知事が不適当と認める者

I-3 売り手の要件

売り手とは、次に掲げる要件を全て満たし、徳島県内に主たる事業所を有する事業者とする。

- (1) 民事再生法又は会社更生法による申立てを行う等、事業の継続性について不確実な状況が存在していないこと。
- (2) 個人事業者にあつては、事業主が破産手続開始決定を受けて復権を経していない者でないこと。

- (3) 最終契約時点において売り手の代表者の年齢が満60歳以上であること。
- (4) 休眠会社ではないこと。
- (5) 原則として最終契約の締結前までに、徳島県事業承継・引継ぎ支援センターに相談し、支援を受けていること。

I-4 交付対象事業

本事業の交付対象となる事業は、令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までの間に実施する取組を対象とする。

「本募集要項」のほか、「徳島県小規模企業者成長型M&A促進応援金交付要綱」を熟読の上、取り組むこと。

I-5 交付対象期間

本事業の交付対象となる期間（交付対象期間）は、令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までとする。

I-6 交付金額及び要件等

交付金額及び要件等は、次の表の通りとする。ただし、該当のM&Aにつき、1回のみの交付とする。

区分	交付金額	交付要件
①一般枠	100万円	売り手側の継続雇用者数が1人～5人
②従業員加算枠	110万円	売り手側の継続雇用者数が6人
	120万円	売り手側の継続雇用者数が7人
	130万円	売り手側の継続雇用者数が8人
	140万円	売り手側の継続雇用者数が9人
	150万円	売り手側の継続雇用者数が10人以上

II 本事業の申請手続

II-1 申請受付期間

令和7年6月1日（月）から令和8年3月31日（火）まで。予算の上限に達し次第、受付終了。

II-2 申請方法

- (1) 申請は、郵送（締切日必着）又は持参により必要書類を提出すること。
- (2) 申請に必要な書類一式を作成した上、関係書類を添付して、下記まで提出すること。
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁5階
徳島県 経済産業部 経済産業政策課 団体・振興担当
電話番号 088-621-2757 ファクシミリ 088-621-2897
メールアドレス keizaisangyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp
- (3) 郵送の場合は、書留などの配達記録が残る郵便、又は信書便により送付すること。

II-3 交付申請手続

申請書類の様式は、徳島県ホームページからダウンロードすること。

- (1) 応援金の申請書類

- ・徳島県小規模企業者成長型M&A促進応援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ・徳島県小規模企業者成長型M&A促進応援金に係る契約締結確認書（様式第2号）
- ・誓約書（様式第3号）
- ・継続雇用者名簿（様式第4号）
- ・継続雇用者を示す拠証資料（雇用契約書、給与台帳等）の写し
- ・最終契約書（株式譲渡契約書等）の写し
- ・交付対象事業者の代表者の生年月日がわかる公的書類（自動車運転免許証等）の写し
- ・交付対象事業者の直近1期分の決算書（貸借対照表、損益計算書）の写し（個人事業主の場合は確定申告書の写し）
- ・交付対象事業者の履歴事項全部証明書（個人事業主の場合は住民票）
※申請日から3ヵ月以内に発行されたものに限る。）
- ・振込先の支店名・口座番号等のわかる書類（通帳の写し等）
- ・その他、必要に応じて、追加で書類の提出を求める場合がある。

（2）留意事項

- ・提出された書類は本事業の交付決定に係る審査に利用する。また、提出された書類は返却しない。

Ⅱ－4 交付決定及び額の確定

（1）交付決定及び額の確定

- ・申請者からの提出書類をもとに審査を行い、予算の範囲内で交付を決定し、交付すべき額を確定する。
- ・審査に当たり、必要に応じて事前に事務局職員等がヒアリングを実施する。

（2）留意事項

- ・交付決定及び交付すべき額が確定された場合であっても、予算の都合等により希望金額から減額する場合がある。
- ・審査の結果については、申請者全員に対して通知する。なお、審査結果の内容についての問合せには応じない。

Ⅱ－5 応援金の交付

- （1）応援金の支払については、徳島県小規模企業者成長型M&A促進応援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）等の提出を受け、徳島県が内容の審査を行い、応援金の交付決定及び額の確定をした後に支払うものとする。
- （2）交付対象事業者は、応援金の額が確定し、応援金の支払いを受けようとするときは、交付決定及び額の確定の日から一ヵ月以内に、請求書（様式第6号）と交付決定書の写しを、知事に提出しなければならない。
- （3）応援金は、精算払いにより交付する。

Ⅱ－6 交付対象事業者の義務

本事業の交付決定及び額の確定を受けた事業者は、次に掲げるすべての条件を守らなければならない。

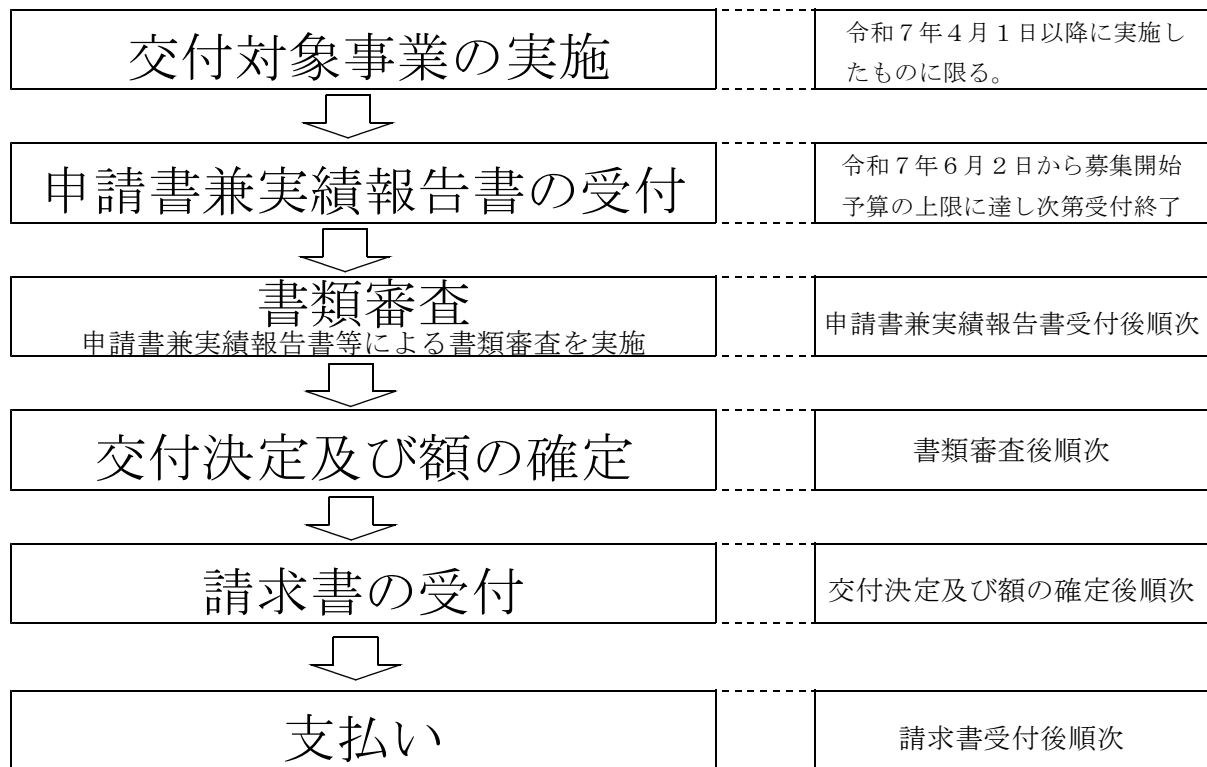
- （1）自然災害の発生並びに交付対象事業者の代表者の死去及び疾病発症その他のやむを得ない事情が生じたとき以後を除き、次の事項を守ること。
 - ・最終契約締結後1年間は、引き継いだ事業を県内で継続して行うこと。
 - ・最終契約締結後1年以内に、継続雇用者に対し、会社都合の解雇や退職勧奨を行わないこと。
 - ・前記の条件を満たさなくなった場合は、状況報告書（様式第5号）により、知事に報告しな

ればならない。

(2) 書類の保管等

- ・ 交付対象事業者は、当該交付対象事業に係る証拠書類を整理し、当該証拠書類を交付対象事業が完了した日の属する年度の翌年度から起算して5年間、保管しておかなければならない。
- ・ 知事から当該事業に関する報告若しくは関係書類の提出等を求められた場合、交付対象事業者は、その依頼に協力しなければならない。

Ⅱ－7 交付対象事業の流れ



※上記の流れは、申請状況等により変更になる場合があります。

Ⅲ その他

Ⅲ－1 適正な執行

(1) 適正な執行のお願い

- ・ 本事業は、県の税金を財源としており、社会的にその適正な執行が強く求められるため、本事業に係る不正行為に対し厳正に対処する。
- ・ 当募集要項及び交付要綱等を熟読し内容を十分に理解した上で、当該事業を実施し、申請を行うこと。
- ・ その他本応援金に関することは、本県ホームページ上で随時公表するものとする。

Ⅲ－2 問合せ先

徳島県 経済産業部 経済産業政策課 団体・振興担当

〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地 徳島県庁5階

電話番号 088-621-2757 ファクシミリ 088-621-2897

メールアドレス keizaisangyouseisakuka@pref.tokushima.lg.jp